

岩手県ギャンブル等依存症対策推進計画の概要

1 計画策定の趣旨

- ギャンブル等依存症は、誰もがなり得る可能性があり、適切な支援により回復可能であるにも関わらず、**当事者や家族が問題の深刻さを認識しにくい**といった特性や、**治療や相談支援等に必要な情報を得にくい**といった理由等から、**当事者やその家族等に対する支援が必ずしも十分でない現状**にある。
- このような状況の下、国においては、ギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号）を平成 30 年 10 月に施行し、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、平成 31 年 4 月に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を策定。
- 本県においても、国の計画を基本とするとともに、本県の実情に即した「**岩手県ギャンブル等依存症対策推進計画**」を策定する。

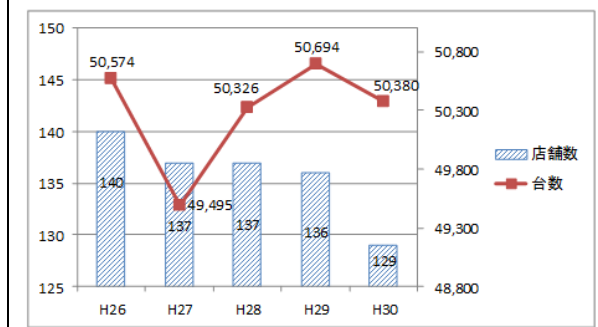
2 計画の性格・期間、ギャンブル等依存症の定義

- ギャンブル等依存症対策基本法第 13 条第 1 項に規定する「**都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画**」としての位置づけ。
- 令和 3 年度を初年度とし、令和 5 年度までの**3 年計画**。
- 法律上の定義：「ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」（基本法第 2 条）
医学上の定義：「**ギャンブル障害**」（ICD-11、DSM-5）

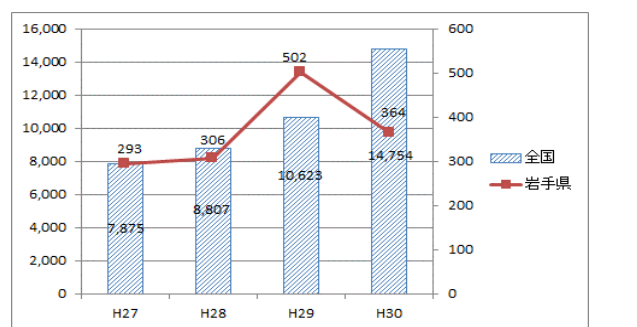
3 本県のギャンブル等依存症をめぐる状況

- 国内のギャンブル等依存が疑われる者の状況：**成人の 0.8%**（国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）調査）
- 県内のギャンブル等依存が疑われる者の状況：**およそ 8,000 人**（AMED 調査結果（0.8%）を本県の成人人口に単純に当てはめた場合）

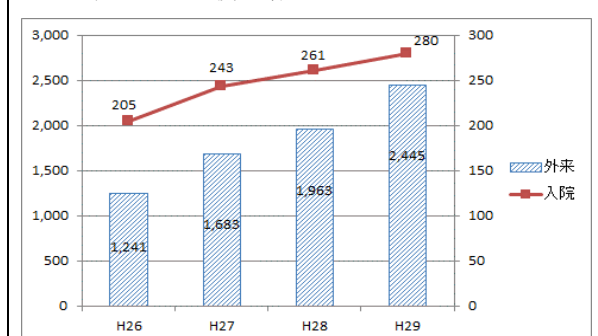
1 岩手県内のパチンコ店舗数及びパチンコ台数
店舗数は減少傾向、台数は H29 まで増加後、減少



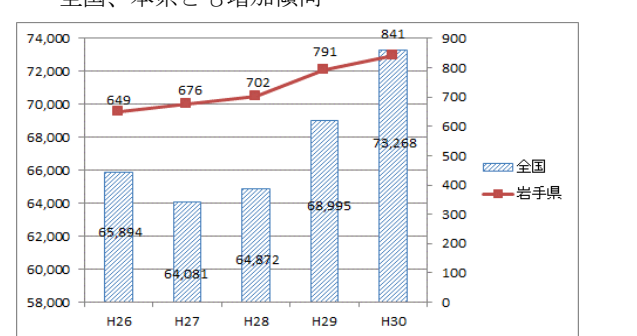
2 精神保健福祉センター及び保健所における相談対応状況
全国は増加傾向、県内は H29 まで増加後、減少



3 ギャンブル等依存症の診療実績（全国）
全国の診療実績は増加傾向



4 個人破産の申立て件数（ギャンブル等以外の要因含む）
全国、本県とも増加傾向



4 計画の基本的な考え方・基本的施策

【基本理念】

- 1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策の適切な実施
- 2 ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援
- 3 ギャンブル等依存症が**多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等**の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との**有機的な連携**が図られるよう配慮

【取組にあたり留意する視点】

- 1 東日本大震災津波被災者等への配慮
- 2 家族への支援
- 3 人材の育成

【基本的な方向性・基本的施策】

基本的な方向性	基本的施策	指標
1. 正しい知識の普及及び不適切なギャンブル等を防止する取組の推進	(1) 教育の推進等 ① 広報・啓発の推進（普及啓発イベントの開催 等） ② 学校における啓発の推進（依存症に関する教育の導入 等） (2) 不適切なギャンブルの誘引の防止 ① 関係事業者による取組の推進（入場等管理（20歳未満、18歳未満）、本人・家族申告による利用制限 等） ② 広報・指導等（遊技業の業務の適正化に向けた指導 等）	普及啓発イベントの実施回数（回/年） ○ 1 回以上/年開催
2. 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制の充実	(1) 相談支援体制の整備 ① 地域における相談支援体制の整備及び周知（相談窓口の設置、依存症家族教室の実施、多重債務相談及び消費生活相談の実施 等） (2) 人材の育成 ① 相談支援等を行う人材の育成（相談支援にあたる者を対象とした各種研修の実施、国主催研修への参加 等）	民間団体と連携した地域における相談窓口の設置（か所） ○ R5年度までに1か所以上設置
3. 医療における質の向上と連携の促進	(1) ギャンブル等依存症に係る医療の充実等 ① 地域における医療提供体制の整備（依存症治療専門医療機関の選定と周知） ② 医療従事者の専門性の向上（医療従事者を対象とした各種研修の実施、国主催研修への参加 等） (2) 関係機関との連携の促進 ① 関係機関・団体との連携等（医療機関と関係機関との連携の促進 等）	ギャンブル等依存症に対する適切な医療を提供できる専門医療機関の選定 ○ R5年度までに1か所以上選定
4. ギャンブル等依存症者が円滑に回復、社会復帰するための取組の推進	(1) 社会復帰の支援 ① ギャンブル等依存症に関する理解促進（職場を含めた社会全体の理解促進 等） ② 自助グループの活用促進（依存症者の自助グループ等へのつなぎ 等） ③ 金銭管理や家計改善支援等（関係機関・団体による支援体制強化 等） (2) 民間団体の活動に対する支援 ① 自助グループ等への支援（普及啓発イベントの共催、ミーティング場所の提供 等）	自助グループ等との連携による研修会等の開催（回/年） ○ 1 回以上/年開催

5 推進体制

- ギャンブル等依存症対策基本法に定める、国、県、市町村、関係事業者、県民及びギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者（医療従事者、相談支援機関職員等）の役割
- 関連施策（アルコール健康障害対策、岩手県保健医療計画等）との**有機的な連携**
- 最終年度における計画の評価及び見直し